○○町内会旅費規程

第１条　役員および事務職員が会の用務のため出張するときは、この規定の定めるところにより旅費を支給する。

第２条　旅費は、次のとおりとする。

（１）県外旅費

（２）県内旅費

第３条　県外旅費は、交通費、宿泊費として、次の区分によるものとする。

（１）交通費　実費を支給する。

（２）宿泊費　一泊　○○○○円（定額または実費支給）

第４条　県内旅費は、交通費実費を支給する。ただし、宿泊を必要とするときは、県外出張に準ずる。

　　　　付　則

\*　　この規程は、○○年○○月○○日から施行する。